

令和5年度 第1回滋賀県立図書館協議会 議事概要

1 日時：令和5年（2023年）8月3日（木） 13:00～15:30

2 会場：県立図書館 大会議室

3 出席者：

会長 高 鍬 裕樹（学識経験者） ※（ ）内は選出分野

副会長 松野 勝治（社会教育）

委員 乾 京子（家庭教育）、岩本 紀子（学識経験者）、

佐々木 保孝（社会教育）、橘 円（家庭教育）、

長 幸雄（公募）、徳岡 純子（学校教育）、中島 純子（学校教育）

※五十音順

県教育委員会事務局生涯学習課 廣瀬 淳子（課長）、玉利 祐太（主任主事）

県立図書館 村田 恵美（館長）、岡田 知巳（調査協力課長）、

林 未希（サービス課長）

事務局 寺本 勉（副館長）、谷元 郁玲（司書）

4 協議事項：

開会

議事

（1）「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づく行動計画の実績等の評価について

（2）「こどもとしょかん」事業について

閉会

<議事録（要約）>

1. 開会・挨拶

館長：

委員の皆様におかれましては、当館の事業にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。本日は大変ご多用の中、そして大変な暑さの中、ご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本日は、令和4年度の当館の取り組み実績および数値目標の達成状況等について、事前に委員の皆様から頂戴した意見をもとに、協議会としての評価をおまとめいただきたい。

また、今年度より行っております「こどもとしゃかん」事業につきましても、取り組み状況をご報告した後に、委員の皆様の様々なお立場からのご意見をいただければと考えている。

後ほど昨年度の事業について説明申し上げますが、令和4年度にコンピューターシステムの更新を実施し、かねてよりの課題を幾つか解消することができた。一方でコロナ禍から回復してきたと思った個人貸出し冊数などが、一昨年度よりも全般的に利用が落ちていることもある。こうしたことについても皆様から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。本日はよろしくお願い申し上げます。

生涯学習課長：

日ごろは、本県の生涯学習振興に関わる業務に深いご理解をいただき、改めて感謝申し上げます。

県では第5次子ども読書活動推進計画の策定に向けて、第4次計画の成果と課題を検証していくとともに、次年度に向けては、「こどもとしゃかん」について皆様のご意見を賜っているところ。

地域や家庭、学校、公共図書館、市町や県など行政が一体となって子どもの読書環境の充実を目指すために県立図書館がセンター的な役割を担い、図書館のネットワークを生かしながら進めるという方向性で、検討を進めている。

平成30年に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」においても、子どもの読書活動の推進を重点的に取り組むこととして掲げている。全ての子どもがいつでも・どこでも・楽しく、読書ができる環境作りにつながるよう、これまでの取り組みを振り返り、今後の活動に生かして参りたい。

知事のマニフェストにおいても、より良い自治を追求する上で図書館を重視しているところ。本日は、県立図書館のより良い運営のためにも、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたい。よろしくお願い申し上げます。

2. 議事(1)「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づく行動計画の実績等の評価について

会長：

まずは実績等評価に先立ち、事務局から前年度事業の説明をお願いします。

サービス課長：

(資料1-1に基づいて、前年度事業実績について説明)

会長：

続いて「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づく「行動計画」の進捗状況の評価に移る。資料2、3、4について、事務局から説明をお願いします。

調査協力課長：

(資料2と3に基づいて説明)

協議に入ってください前に、ご意見の中に質問があったのでお答えさせていただく。

資料3の3枚目の裏面、「県内各図書館の人・資料・情報を繋ぐネットワークの充実」の内容について、「共同研究の取り組みは大事だと思います。進捗状況が知りたいと思います」という内容でしたので、説明させていただく。

県内の公共図書館の職員の協同研究について、やり方としては県の公共図書館協議会の中で実務委員会がある。毎年その年の課題が設定され、その課題について協議・意見交換を通して、県下の啓発を行っている。長いスパンでの共同研究は今のところできていないが、それぞれの年のテーマについての協議や事例報告といったことで、県内の公共図書館の職員同士が相互の啓発を行っている。

次に、資料3の最後から2枚目の裏面、課題と考える点の⑤の「地域資料のデジタル化」の中に、「公開コンテンツのテキスト化やクリエイティブコモンズ(CC)ライセンスの対応、それも含めて現状と課題を伺ってみたいです」という意見があった。

先ほどサービス課長から説明申し上げたように、今年1月から新しいデジタルアーカイブのシステムが稼動しておりますが、旧システムからの移行に際しての不具合があり、今はその不具合は解消できた状態。今後のCCライセンス等の付与の計画は具体的にはまだ立てていないが、今のシステムの不具合が解消したことを確認した後、次のシステムでは完全に稼働させたいと思っており、そこに向けてコンテンツの確認とライセンスの付与を順次していきたい。

もう1件、資料3の6枚目の「図書館サービスの情報発信・周知」の課題と考える点の①のところ、「ホームページが見やすくなったのに、ページ内リンクのツイッターの通知が届いていませんとなっているのが残念」というご意見があった。この部分に関して、皆さんもご存じのように、先般ツイッター社の経営者が変わり、ツイッターの名前もXになった

が、仕様も変更されたもよう。今システムが稼動する時にはツイッターの内容が見えていが、仕様変更に伴ってそれができなくなったと聞いている。これは滋賀県立図書館だけの問題ではなく、このような方法を取っているホームページが世界的に影響を受けている部分。よく知っている範囲では、国立国会図書館のレファレンス協同データベースも同じような影響を被っている。

ツイッター側の問題はいかんともしがたいため、今後、ホームページのツイッターをどのようにしていくか、システムの業者と協議している。申し訳ありませんが、ご承知おきいただければと思う。

また、ありがたいご意見として、高校図書館の郵送貸出の件を頂戴していたが、昨年度末に検討し、実施したのは今年度に入ってからになり、昨年度の評価としていただくのは早い部分があるので、今年度の評価をしていただく部分で挙げていただければと思います。

今回は挙げさせていただけなかったということをご承知おきください。

会長：

続いて、各委員からご意見・ご質問があればお願いしたい。事前に提出した意見を事務局でとりまとめていただき評価シートに掲出している、追加や修正があればご発言いただきたい。

評価シートごとに取りまとめを行いたいので、まず、1「全ての県民へ向けたサービスの実施」について、うかがいたい。

委員：

外国にルーツを持つ人々への情報提供について。

「外国にルーツを持つ人々への情報提供サービス事業」の中で、購入資料は書かれています。が、どれくらい利用されたかという数字がない。利用実績や現状どれくらい活用されているかが見えにくいので、そのあたりを教えてください。

調査協力課長：

事業概要にこの数値しか掲載していないのは、外国語図書は注文してから納品されるまでに時間がかかり、本が入りだしたのが年末から新年にかけてだったため。利用実績として挙げられる数字は出ていないが、3月の時点で総貸出冊数は20回程度。

資料が揃うのが遅かったことと、必要とする人に広報がまだのため、今年度、国際協会と連携して広報するとともに、各市町立図書館にも検索の方法も含めてお話をさせていただいて、利用を見ていきたいと思う。

委員：

購入冊数は今回購入した分の統計か。

これまで購入してきた外国語資料の蓄積はもっと数があるのか？

調査協力課長：

その通り。

これまで購入していたものは、ほとんどが英語。次いで、ドイツ語、フランス語。ポルトガル語もあるが、ブラジルのものというよりは、本国のスペイン・ポルトガルで出た本であり、対象としては、むしろ日本人でそれらの言語を学修する人向けの資料。

今回新たに購入したものはいわゆるニューカマーといわれる人たちに、本国で出たものを購入して整備したので、これまで蓄積があった外国語資料とは性格が違う。

会長：

他よろしいか。

それでは、事務局が取りまとめた内容で、これを図書館協議会の意見とさせていただく。では、次に移り、「県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実」の部分について、図書館協議会の意見について何か修正部分はあるか。

委員：

先ほど説明があった共同研究の内容、あり方について、一般的に共同研究という言葉から想像する状況と、現実があまり合致していないように思う。この点でいくと、意見にあるように共同研究の成果を県民にフィードバックしていくものなのか、職員間における業務効率化のための内輪の研鑽であるのか判断した方がいいと思う。

調査協力課長：

実際今取り掛かっているのが、そういう部分であるということ。行動計画の中で共同研究としたのは、もう少し発展できる余地もあるかもしれないため。直接県民とはいかなくとも、図書館関係者や福祉に関わる人々にフィードバックできるものになり得ることも含めて、共同研究という表現にさせていただいた。当面できていることは業務効率を上げて、結果的にサービスの向上ということ形で還元できるものにとどまる。

館長：

補足として、公共図書館協議会では先ほど申し上げた実務委員会だけではなく、特定のテーマについて特別委員会を持ち、1年～2年をかけて、そのテーマについて協議・検討、各館へのフィードバックをしたこともある。

例として図書館キャンペーン的なことを考えたことがある。その時は2年かけて、最終的に図書館を使ったことがない人のために分かりやすいイラスト入りパンフレットを作った。成果物は各館で配布し、「図書館県しが」というポスターも作り、図書館をアピールする試

みを行った。

今後も課題ができた時には、より特化したような委員会を作って、利用者の方へのフィードバックも考えていきたい。

会長：

一つだけ確認したい。共同研究は、令和4年度としては動いていない、これからやっていけたらいいと考えていることか。

調査協力課長：

先ほどおっしゃっていただいたような、県民の皆様にフィードバックできるものは昨年度なかったということで、一つのテーマに対する協議・研究というのは規模の大小はあるが取り組んでいる。

会長：

すると令和4年度の取り組み状況の中に、共同研究にあたるものがあまり見当たらないようだが。

調査協力課長：

漠然とした書き方になってしまって申し訳ないが、資料2の「県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実」において、県内図書館職員向け研修の二つ目のところで、県公共図書館協議会にて事業発表・グループ討議を実施したが、昨年度はそれに当たる。

会長：

承知した。

他によろしいか。

それでは、事務局が取りまとめた案を図書館協議会の意見とさせていただく。

では、次に3「地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信」について、修正や質問はあるか。

会長：

県立図書館として、県の機関に対して資料を提供する役割を果たしていると思うが、十分にしていると考えているのか、まだもう少し県立図書館としてできていないと思うのか、どちらと捉えているか。

調査協力課長：

一昨年度の実績は6機関、508冊ということで、冊数はほぼ同じだが、昨年度使っていたにいたる機関は1機関減った。冊数を増やすことよりも、利用していただける機関・所属を増やしていければと思っている。

相手機関の職員が個人で借りていく部分もあるため、実態は捉えきれないところもある。団体登録をご案内し、明示できる方法でどれだけの施設が利用していただけたのか、実績を増やしていければと思っている。

会長：

大体で構わないので、県機関は幾つくらいあるか。

調査協力課長：

例えば地方事務所なども含めると、何百とあると思う。直接ここに来て利用できるのは、県庁内にある数十から百くらい。

会長：

他によろしいか。

では、事務局の案について、誤字を修正し、それを図書館協議会の意見とさせていただく。次に、4「子どもの読書活動の推進」について、図書館協議会の意見について修正すべき箇所があればお願いします。

委員：

一部の文言について、資料中の表記の統一をお願いしたい。

委員：

図書館協議会の意見ではなく、この報告の形として、指標と達成度の数字が気になった。「学校図書館支援用図書の貸出冊数」の達成率 13.8%が目立つように思う。これに対する説明は、たぶん自己評価の四つ目の「学校図書館支援用図書の貸出については、学校図書館関連事業が昨年度で終了した関係で多く減少した」とあるが、これで納得してもらえるものか。事情があってこういう低い数字になったということも、もう少し客観的に説明された方がいいかと。

会長：

事務局いかがか。

サービス課長：

ご指摘のとおりかと。実際には事業の終了と関わりなく、事業をきっかけとしてもう少し

各学校図書館に各市町を通じて当館の資料を借りていただける、という利用の形がある程度根付くことを想定していたが、実際のところその情報が十分行き届いていなかったとらえており、反省しているところ。

次年度以降いかに学校図書館に、こういう資料があって利用していただけるということを、担当しておられる学校司書や司書教諭にどう届けていくかが大きな課題。

委員：

学校図書館が機能している学校は、現実として、滋賀県は少ない。

利用する学校図書館も、人もいないし、例えばうちの近所の学校は鍵がかかったまま。新聞にも出ていて驚いたが、中学校の学校図書館充実度は全国最低。

滋賀県の公共図書館は充実しているけれども、学校図書館が全国最下位というのは何だろうと思いましたが、その結果、支援用図書の貸出も少ないのではないかと私は判断する。県立図書館の問題というより、滋賀県全体の学校図書館をどう充実させるかに関わってくるのではないかと。

委員：

先ほどご説明いただいた中では、県立図書館の努力が足りませんでしたので、また来年頑張りますと聞こえる。もう少し構造的な原因があつてのこと。滋賀県が子ども読書の推進を掲げていらっしゃるのだから「学校図書館支援用図書の貸出冊数」は目立つと思う。

この協議会の意見として、構造的な問題だからということを示唆できるような書き方にした方が、これに関してはいいと思う。

サービス課長：

ありがたいご意見であり、委員がおっしゃった学校図書館の現状はそのとおりだが、今回に限っては先ほど申し上げたように当館の問題と考えている。…と申し上げるのは、この後ご説明する、今年度の「こどもとしょかん」事業の関連で、湖南市の学校に多言語資料を貸出したところ、そちらで県の資料を利用できるのを知らなかった、というご意見をいただいた。そういったところへ情報がきちんと届いていればこのような数字にならなかったと反省している。

委員：

学校側として、この件について申し上げますと、講師で入っておられる学校司書の方は県立からサービスがあることをご存じない。司書教諭連絡協議会の研修会で一緒にした方に聞いて回ると、「知らない」「そんなサービスがあるのか？」という学校司書の方が少なからずいる。

県立図書館はこういうサービスがあることを学校に通知いただいているが、私のように

正規の学校司書であっても校内で文書が行方不明になって、手元に届かないことが多々ある。特に最近はメールで配信されるので、校内での仕分けの過程で取り違えられることもある。どれだけ公共図書館がしてくれても、情報が届くべき人に届かないということがあるので、学校側が子どもに本を届けるという意識がないところからこの数字が出てしまっていると思う。

会長：

激減したということだが、令和3年度だと何冊を目標に対して何冊か。

調査協力課長：

令和3年度までは先ほど申し上げたように、県立図書館の事業の中でかなりプッシュ型の貸出をしていたところがり、事業が入った学校にはよくご利用いただけた。数字で申し上げますと目標は800冊のところ871冊貸出ができた。

会長：

プッシュ型の事業が終わりになったら、向こうからの要請はあまりなかったということか。

調査協力課長：

先ほどもサービス課長が申し上げたように、プッシュ型事業でなくても借りれるということが行き届いていなかったと我々は感じているので、今後のあり方を考えなければいけない。

委員：

事業を積極的に推進している時は、目標数値を高くして、事業から手を引いたら、目減りするだろうと考えて目標を低めに設定するものでないかと思いますが、むしろ目標の数値は上がっていますよね。この目標設定は、どのようになっているのですか。

サービス課長：

こちらの数字を設定した時点では、学校支援の事業がいつまで続くか決まっていなかったということと、前の委員の方に数字指標は基本的に右肩上がりであるべきとご意見をいただいたこともあり、現在に至るまでに右肩上がりの数値指標を設定している。

委員：

いただいた資料の中に目標値と実績値の5年間、6年間の数字の水位があったので、大体実績値の方は300冊くらい上がったたり下がったりして、その中で令和3年度は871冊まで

いって、次の令和4年度が目標 1000 冊のところは 138 になったという流れですね。
ある程度は頑張り次第で、何百冊か上がったり下がったりはあるか。

サービス課長：

今年度お届けしているところでは手ごたえがある。各学校に情報を届けるのと同時に、市町の図書館と協同して、いかに利用しやすい体制を取るかを含め、改善の余地はまだあると考えている。

副会長：

市町の図書館のお話が出たので、市立図書館から見てのお話ですが、特に学校図書館支援用図書の役割は、学校図書館で資料が十分でない時に、県立図書館が保有する図書を一定期間各学校に貸し出すことで、期間的にその学校図書館の読書環境を良くしようということ。

それを当初、良かれ効果的であろうと見込んでいた訳ですが、実際は今おっしゃったように広報に課題がある、もしくは内容的に供給を受ける側のニーズに合っているのか、評価分析が必要であると思う。

評価分析については、私ども市町図書館との連携の中で、その本が遠隔市町の学校に届く仕組み、もしくは市町がしたくない訳ではないのですが、市町図書館を介さずとも直接物が円滑にいかないものか、課題が大きいと思う。課題をしっかりと分析した上で、具体的な課題解決をしていかないといけない。

資料についてはもう少し長いスパンで、どうすれば子どものためになるのか事業の振り返りも含めて考えていった方がいいのではないかとというのが、私の個人的な意見。ここでいう「子ども」について、皆さんがイメージする小・中学校もあれば、もう少し広げて養護学校であったり盲学校であったり、重要なのはありとあらゆる子供にしっかりと本が届く仕組みを作ること。

今までのセット貸出という概念に、届いていない所はどこなのか、ということに視点を置いた事業の組み立てということで、県がやろうと思っていることが届く仕組み作りを再構築しても良いのではないかとと思う。

会長：

図書館協議会の意見等の中の三つ目がこれにあたる。学校図書館支援用図書の貸出に関して、「今後の方針にある学校図書館支援について、利活用が増えるよう、これまでの成果を含めた発信を強化していただきたい」具体的には今意見がでたようなこと。

具体的に中身としてどういうことをやっていかなければいけないか、副会長にお話いただいたこと。

副会長：

もう1点だけ、課題と考える点の1番目の意見が疑問形となっているが、協議会の意見としては、「県立図書館のコレクションについて、学校司書や読書ボランティアに情報が届いていない」という意味か。課題として疑問形をとるのは違和感がある。「知らせる必要があると考える」とか「広く届くような取り組みを望む」とか、クエッションではなく違う書き方が良い。

それとも事務局では、周知について十分と考えているか？

サービス課長：

十分周知できていない、と考えている。

先ほどの件も含め、県立図書館の子どもの読書に関わる研究や支援機能というところは一般の県民の方やボランティアの方を含め、見えていないというのは非常に大きな課題だととらえている。今後それをいかに見える化して、使っていただくかは、課題意識を持っている。今後きちんと分析して取り組んで参りたい。

会長：

今ほど指摘のあった、課題と考えている点の文末を修正した上で図書館協議会の意見としてよろしいか。

委員：

異議なし。

会長：

この部分について、事務局で文章を考えるように。

次に、5「図書館サービスについての情報発信・周知」について、修正するべき点があれば、ご意見をいただきたい。

会長：

特にないようであれば、取りまとめた案を図書館協議会の意見とさせていただきます。

会長：

最後に6の「図書館サービスを支えるための基盤整備」について、図書館協議会の意見等について修正するべき点があれば、願います。

問題なければ、誤字の修正をしたうえで、事務局が取りまとめた案を図書館協議会の意見とさせていただきます。

会長：

もう1度確認する。1から6の項目について、事務局が取りまとめた図書館協議会の意見について、言い洩らした点や修正すべき点などないか。

特に問題なければ、既に指摘があった以外では、事務局で取りまとめた案を図書館協議会の意見とさせていただく

それでは、議案2に移りたい。

サービス課長：

議案に移る前に申し訳ない。資料4について、ご報告させていただきたい。

会長：

願います。

サービス課長：

資料4-1から4-3（「これからの滋賀県立図書館のあり方」行動計画(後期)）は、前回令和4年度第2回の図書館協議会でご確認いただいたものとほぼ同じ。

行動計画の後期が今年度から開始とり、先日ご意見いただきました後に主に数値指標のところを多少変更した。

数値指標の意味が、説明がないと分かりにくいというご意見をいただいたので、説明を追加したこと、情報発信についてはご意見をいただいて数値指標をあげる形で修正した。

今年度から、こちらの後期の行動計画に基づいて実施していくことになるが、この後に説明申し上げる「こどもとしゃかん」について只今検討しており、今年度こどもとしゃかんの方針・あり方が決まれば、特に4「子どもの読書」に関わる部分について、改訂作業を行いたいと考えている。

それと合わせて数値指標の持ち方について、ご意見いただいているので、場合によっては数値指標についても改めて修正等ご意見いただく場合があるかと思う。よろしく願います。

3. 議事（2）「こどもとしゃかん」事業について

館長：

（資料5-1、5-2に基づいて説明）

会長：

ただいまのご説明について、ご質問・ご意見があれば願います。

委員：

学校司書からの意見。前回の会議でもお話をさせていただいたが、こどもとしゃかんについてアウトリーチ型という聞こえのいい横文字言葉が先にきているのは気になる。子どもが毎日行く学校図書館を整えてからではないか。

先ほど学校図書館に対する貸出が激減したのはなぜかという、学校の研究指定校が外れたからです。指定校が当たっている間は、学校が一丸となって課題に取り組むので、プッシュ型の貸出を受けて研究事業も展開するが、それが外れたとたん元に戻って、実績を上げていた先生も他の学校へ異動してしまうということがある。

アウトリーチ事業も、やっている間だけ出先のショッピングセンターで本が見られて、その時はその時でものすごくよい取組みですが、やはり子供が毎日通っている学校図書館が、先ほど閉まったままという声もあったが、それではこどもとしゃかんではないと思う。

こどもとしゃかんは外にあるものではなくて、学校の中にあるものであるべきと思う。生涯学習課がした司書教諭連絡協議会の研修に5月に参加させていただいたが、その時に発表して下さった中学校の学校司書の方は、勤務時間は週8時間で、1日4時間・週2回在校という勤務。最初は、図書館のクモの巣をはらうことから始めたとおっしゃっていた。今は、学校でビブリオバトルをすることまでもっていかれた。

週8時間でなぜできたかという、令和元年度から続けて勤務されているから。この研修に参加された、大津市内の学校司書は、小学校を2校掛け持ちしていて、もう少し続けたら今のところが完成するのに、来年別の所に行かないといけないとおっしゃっていた。

先ほど広報が行き届かないということがありましたが、こどもとしゃかん事業をする前にまずしていただきたいのは、滋賀県内の小中に学校司書が配置されているかどうか、学校図書館が毎日開館できているかどうか、把握するところからではないか。

県がホームページで、第4次の教育振興基本計画の政策コメントを求めており、その中で目標として、授業時間以外に毎日10分以上の読書を挙げているが、これは学校図書館が開館していなかったらできないこと。ここのコンセプトにも教育振興基本計画にも、「学校司書を支える」「学校司書を支える」と何回も出てくる。学校司書がないことを、まず把握していただきたい。

就学前の子どもについては、乳幼児健診などで市町の図書館にブックスタートを始めてもらえることもある。子どもにとって、これが一過性のものにならないように、学校司書の配置、開館時間が確保されているかということを調査してから、イベントにもっていただく方が良い。

館長：

子どもの読書において、学校図書館は非常に大きなウエイトを占めていて、滋賀県の学校図書館の状況がなかなか難しいというのは理解しているところ。

今年度、アウトリーチが試行となるが、やはり各所でお話を聞くと、学校図書館の問題を一番に挙げる方が多い。滋賀県公共図書館協議会でも、今の児童サービスのネックになって

いるのが学校図書館の充実であり、学校図書館に人が配置されてもっと資料が増えることが大切であるという認識を持っている。

今後の取り組みの中では、交付税措置がされている関係で財政的な支援が行えない部分はあるが、県から市町に対して、配置を進めていただけるような働きかけをしていきたいと強く思っている。合わせて学校図書館を支えてくださっている市町の図書館に対して、バックアップを強く進めていきたい。

県としてこういったことができるのか考えていきたいと思っているので、ご意見がありましたらぜひお願いしたいところ。

サービス課長：

学校司書の配置状況調査について、国の調査では、複数校掛け持ちの週8時間勤務でも学校司書の配置は「ある」との回答になってしまうため、より実態が分かる調査を県教育委員会で検討している。

生涯学習課長：

小・中学校については、県の教育委員会内で幼小中教育課としっかり連携して状況を把握するよう取組んでいく。学校図書館については、市町によって違い、さらに同じ市町の中でも小学校によっても、学校の規模などによっても違うという実態を聞いているところ。

問題は市町の財政事情によって、学校図書館にお金を割けていない所があるのも事実。例えば、県としてももう少し加配できないか国に要望をあげている。

先進事例の発信や、学校司書向けの研修、学校司書になりたいと思ってくださる方を増やす仕掛けを今年度・来年度考えていく。

副会長：

先ほどの委員の発言に補足して、課題共有したい。

市町の図書館ですので、学校図書館の課題も感じながら仕事している。例えば私は東近江市だが、各自治体の図書館はそれぞれ大小の差がある。東近江は七つの町が合併し、それぞれの地域に七つ図書館がある。比較的この状況は他の自治体に比べて、充実した施設になっていると思う。そういう状況であっても、全ての子どもが公共図書館に来られているかというところではない。

委員が言われたように、多くの子どもが毎日行く学校に本がある意義が極めて大きい。そういう認識を私も持っているので、認識の共有はさせていただいた上で、先ほど県立図書館長が申されたように、私も立場的には県の公共図書館協議会の一員になりますので、昨日常任理事会がありまして、その辺りの課題共有については、学校図書館についてはしっかり進めていくべきと共有もしている。

図書館の方から関わりを持ちながら、先ほど生涯学習課長もおっしゃったように、自治体

によって状況が違うため、実情に合わせた対応が求められるが、私たちが常に問題意識を持ち続けなければ状況は良くなる。おりにふれて意見の共有は有意義だと思っている。

委員：

学校司書がどれくらい配置されているのかを調べるのは、県立図書館というよりも、教育委員会の役割でないかと思う。

学校司書が配置されている学校、配置されているが勤務時間が短い学校、ボランティアで回さないといけない学校など、それぞれの実態に合わせて、県立図書館からは「こんなやり方がありますよ」という側面支援を行って、こちらは支援の用意があるので、できるように実態を把握してくれと働きかける必要がある。

公民館の図書館など読書環境は様々。全体的な把握をしなければいけないと思うので、実態把握は強い権限がある所が立ってやらないとなかなかできない。

次に質問として、「こどもとしょかん」のコンセプトが、四つ横並びに見えたが、どういう構造でこの四つが並んでいるか伺いたい。

もう少し言うと、コンセプトでいう「支える人」をしっかりベースに置いて、状況を把握し、支援ができるということが核に合って、他のコンセプトが配置されるのだろうと思う。四つのコンセプトの特徴や構想を教えてください。

サービス課長：

コンセプトは、あくまで案として示しているもの。今年度の協議の中で変わっていく可能性は十分あるが、案として出している理由として、コンセプト1について、「身近な環境(学校図書館等)」とあるように、学校図書館や幼稚園・保育園といった子どもの身近な環境、コンセプト2については子どもに実際に本を手渡していく人の問題、コンセプト3については、特に幼い子どもについて保護者の方への働きかけが大切になってくるので、その側面。コンセプト4については、これまでのコンセプト1から3を全て包摂する形で、1から3のそれぞれの課題に取り組んでいく中で…

委員：

取組みの段取りを決めておられるのはコンセプト1で、後にいくにつれて、これからやらなければいけないことの整理、という印象。

それはそれでかまわないと思うが、きちんとやれるところから、進めていただきたい。先ほどの議論でコンセプト1と2はかなり近い部分でできることがあって、進んでいくのかと思う。その後に、改めて保育の世代のところこれから手をつける部分だと理解した。

サービス課長：

資料5-2については、今年度実際に行っている事業の説明となり、次年度以降どういった

取組をしていくのかを含めて、例えば、先ほどから意見の出ている研修は入っていないが、実際には次年度以降きちんと取り組んでいかないといけないと思う。あくまでも今年度こういう取組をしておりますというものとお考えいただきたい。

先ほど事業主体の話もあったが、学校図書館については本来、幼小中教育課・高校教育課・特別支援教育課が本来の主管課。当館や生涯学習課、あるいは子ども青少年局を含めて連携しながら、取組の網をかけていくような体制をどう作っていくか、今年度協議していく。

会長：

私からも1点聞かせていただきたい。

資料 5-1「生きる力を育む子ども図書館事業」の中に、「子ども読書コーディネーターの配置」と書いてあるが、「子ども読書コーディネーター」はどんな職の人でどこに配置することを考えておられるのか。

サービス課長：

今年度も配置されており、会計年度任用職員という形ではありますが、当館に司書資格を持つコーディネーターを1名配置している。

司書資格を持っているというだけではなく、学校図書館・公共図書館での経験と、現在も個別に子ども読書のボランティアに関わっておられる方を採用し、出張こどもとしょかんの各市町との調整や本の選定に、当館の児童資料係と共に取り組んでいただいているところ。

会長：

会計年度任用職員とおっしゃったか。

ということは、この事業が終わったら、その人は雇止めになるのか。

サービス課長：

人員体制を含めて、今後こどもとしょかんをどのように実施していくかに関わってくる。当館としてはこの事業を続けていく必要があると考えており、人の面でも継続性が大事だと考えている。必要な人員配置は要望していきたい。

今年度の協議の結果、どのような体制を取るのかを含めて、基本的な事業のあり方を示すという手順になるかと思う。具体的なことは現段階では申し上げられないが、当館としては継続して続けていく必要があり、人員も何らかの形で手当が必要だと考えている。

4. 閉会

会長：

他にないようであれば、時間も参っておりますので終了したいと思います。
皆様、議事進行にご協力いただき、感謝申し上げます。

副館長：

最後に説明した「こどもとしょかん」事業は、全ての子どもに本を届けることを目指しているが、特に学校図書館の問題であるとか、個別の事業が独立しており一体的な取り組みができていないと承知している。そんな中でどこかセンター的な機能も必要ではないかと議論している。県立図書館だけではできないと思っており、生涯学習課や幼小中教育課などと連携しつつ、今後検討していきたい。

本日は、長時間にわたり御協議いただき、感謝申し上げます。

次回の協議会は2月頃を予定している。

以上で、令和5年度第1回滋賀県立図書館協議会を閉会させていただく。